

月の満ち欠け

1/19 (土)	上弦
1/27 (日)	満月
2/3 (日)	下弦
2/10 (日)	新月

ある調査に拠りますと、死亡事故に関して新月、満月の時期に集中しているという。私の長年の代理店経験でも、明らかに自動車事故は新月、満月の日に多いのです。いつにも増して安全運転を。

事故対策 ワンポイントアドバイス

元満 尚人

福岡県警発表の平成24年中の交通事故死者数は161名と、11年ぶりに前年を上回る結果となってしまいました。

過去10年間にわたって減少し続けていた交通死亡事故ですが、この結果は何を物語っているのか非常に残念に思います。

これらの事故の特徴として

- ①高齢者
- ②歩行者
- ③交差点付近

という三点が挙げられます。

ドライバーは歩行者の保護に配慮した優しい運転を心がけて下さい。

福岡県警が掲げた「よく見る、早く見つける」運動というものがございます。これから年度末にかけて自然渋滞が頻発しますが特に右から左へ横断する歩行者に注意し、わき見をしない・早めのライト点灯といった基本的な技術と、精神的にも時間的にも余裕を持って運転するという心がけで事故を減らしていきましょう。

立ち読み・ななめ読み

★日本人の証明

著者：東條英利 1,470円

出版：学研パブリッシング

世界最古の国・古代からの感性のある国・柔軟で勤勉で謙虚心のある国に誇りをもてる本です。

★間抜けの構造

著者：ビートたけし 714円

出版：新潮新書

本書で色々な間抜けの例を上げているのですが、政治家の間抜けな発言に対するたけしさんの結論づけが秀逸です。そしてこれらに対してたけしさんの結論づけは、「なんでこんなに間抜けな失言をするか」というと、自分がどういう立場にいる人間かがわかっていないからだ。自分を客観視する能力がないからこういうことになる。」この本は観察観がいかにか我々は不足しているかということを改めて気づかせてくれる本だと思います。

スタッフの声 太田 真護

激動の辰年が過ぎ、新年、巳年のスタートとなりました。本年も相変わらずのご愛顧宜しくお願い申し上げます。政権も自民党に代わり安倍政権のスタートダッシュはスピーディーと思われまふ。長く続くデフレを脱出し、少しでも早い景気回復と震災復興を期待しております。急激な高齢化社会変化に対応し、干支の蛇のように粘り強く一年を乗り越えたいと思っております。皆さまのご健康ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

出会い感動 頼もしい女性たち (コンシェルジュスタッフ)

新しい年が今年も当然のように幕を開けました。皆さまそれぞれ新たな目標を決められた事と思います。2013年はよいよ心の時代だと言われています。私自身も心配りを怠らずこの年を過ごしていこうと決意いたしております。

さて私どもの事務所では、昨年からフロントオフィスという女性だけの部署が立ち上がり立派に完成致しました。最近の傾向として若者の間に「草食系男子」と「肉食系女子」が増えていると言われています。男が穏やかになり女が「ますらお」的になってきているという事なのだろうと、何時ぞやの通信にて書かせて頂きました。近年の女性の社会進出は目覚ましく男性より実力を発揮して職場で欠かせない存在になっている人も多いようです。

私どもの事務所においても性別の垣根を越えて素晴らしい仕事ぶりをみせ、素晴らしいと思わせる実力を持った人が存在します。女性の仕事ぶりには共通点があり、一つは男性では目が向かなかつたり気づかなかつたりするところを女性ならではの繊細で心優しいものの見方ですくい上げ、洗練された言語表現ができるという事。二つ目は多くの選択肢の中から必要不必要だという判断を男性以上に機敏に果敢にできるという事だと思います。そして何よりもこやかで泰然として苦悩の様子一つ見せずに仕事をこなすので、私達も気分よく仕事ができるのです。この様な素晴らしい能力を持った女性たちを皆様の為にご準備させて頂いております。

心の時代にふさわしいコンシェルジュスタッフとして今年一年間皆様と共に歩ませて頂きたく心よりご指導下さいますようお願い申し上げます。

忘れ得ぬ言葉 皆さんには守るものがありますか？

東日本大震災から間もなく2年を迎えようとしています。前に進みたいけれども被害の大きさから様々な問題を抱え、そのスピードはまだまだ上がりそうもありません。

先日、被災地を目の前に立ちつくす人のインタビューの中に心を締め付けられる思いを感じました。「一生懸命生きてきたけれども、なす術もないこの姿に形あるものは再建できても、形の無いものはもう戻ってきません。

とりわけ生きる力となっていた家族の全てを失い、守るものが無くなった私は、今後何を力に生きて行けばいいのでしょうか？」茫然と立ちすくむその目の先には、守り抜いたものの映像が次々と流れていた事だと思えます。

言葉の持つ力の大きさ、又、逆の怖さを幼いころから強く感じ、一喜一憂していたおぼえがあります。目に見えず、心の中を通り抜けるだけなのに、生きる糧にもなり毒にもなる不思議なものです。だからこそ心を打つ言葉に出会えば自分は幸せだと思う事もあります。

皆さんもそうだと思いますが、インタビューに応えられたその男性にも、愛すべき家族があったのです。この様な震災に遭遇した後に、「平凡な日常がいかにか幸せな事かと感じた。」と言葉を残されました。確かに、私達には生きる力となる「守るべきものが」必ずあります。互いに守りあい共存している事をあらためて感じる一瞬でした。

日々の何気ない暮らしをよしとし、守るべきものを大切にしていきたいと強く感じました。「守るべきものがありますか」言葉の持つ力も見つめなおさずにいられませんでした。震災地区の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

Topics 公的年金の受給資格期間が10年に!!

特定社会保険労務士 有光 北斗

『公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金機能強化法)』が平成24年8月10日に成立しており、その中の改善策のひとつに年金受給資格期間を現行の25年から10年に短縮する案が盛り込まれています。

この法律の施行日は現時点では、消費税率10%引上げに合わせ、平成27年10月の予定となっています。これまでの公的年金制度では25年という受給資格期間の縛りを設けることで、保険料を積極的に納めるように促してきました。しかし、この縛りによって無年金となった65歳以上の人は42万人に達しておりこれを解消するための新制度です。

したがって、この法律が予定通り施行されれば、65歳以上の人が、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間(注1)を合算して10年に達した場合、平成27年10月から年金を受けられるようになります。しかし、制度施行を見越して、受給資格期間10年しか納めなかった場合、国民年金額は月額約1万6,000円程度にとどまります。やはり、年金は納めた保険料に応じて受給額が決まるため、加入期間が、短いと支給額が少なくなることを十分に理解し、既に平成24年10月に施行された年金後納制度(注2)も利用して、今のうちに保険料を少しでも多く納めることで将来の年金が増額となるようライフプランを立てられることをお勧めします。

(注1) 合算対象期間
年金額には反映しないが受給資格期間を計算する際に参入する期間
※昭和61年3月までのサラリーマンの妻等

(注2) 後納制度
過去10年以内の保険料未納期間分を納めることが出来る制度
※平成27年9月までの時限措置